

建築基準関係規定に関する事前協議報告書

申請者

太枠線内の項目を記入してください。

申請者	設計者
計画地	連絡先

審査課
使用欄
↓

建築基準法関係法令等	概要	窓口又は主管部署 事前確認内容等（非該当の場合は理由）	状況	許可書等の確認
都市計画法第29条、第43条	◇市街化区域における開発行為の許可（土地の区画形質の変更を伴うもので500㎡以上のもの） ◇市街化調整区域における開発許可及び建築許可	まちづくり局指導部宅地審査課 事前確認内容 担当者名（ ）	要許可 非該当	許可書と整合確認 □
盛土規制法第12条	（建築確認申請用）盛土規制法等判定チェックリスト※を記載の上、添付すること。 ※神奈川県下共通の書式です。	まちづくり局指導部宅地審査課 事前確認内容 担当者名（ ）	要許可 非該当	
屋外広告物法第3～5条及び川崎市屋外広告物条例	広告物の設置の禁止又は制限	建設緑政局道路河川管理部路政課 事前確認内容 担当者名（ ）	要許可 非該当	適合で協議済であることを確認 ※1□
港湾法第40条第1項及び川崎港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例	臨港地区内の分区における建築物、構築物等の規制	港湾局港湾経営部経営企画課 臨港地区 商・工業・修景厚生 港区 事前確認内容 担当者名（ ）	適合（協議済） 非該当	裏判の確認 □
駐車場法第20条及び川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例	建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置（該当建築物は専用バンフ参照）	まちづくり局交通政策室 事前確認内容 担当者名（ ）	適合（届出受理済） 非該当	届出書と整合確認 □
水道法第16条 水道法施行令第6条 川崎市水道条例	給水装置の構造及び材質、給水方式に関する相談	上下水道局南部・中部・北部サービスセンター 事前確認内容 担当者名（ ）	法適合 確認済 非該当	確認審査の中でチェック ※2□
下水道法第10条、政令第8条及び川崎市下水道条例	◇排水設備の設置、構造及び排水基準 ◇下水道処理区域内における排水設備工事計画の確認 a 事業区域面積 500㎡未満のもの及び事業区域面積 500㎡以上の自己居住用に供する住宅 b 上記以外（自己居住用に供する住宅を除く）	a 各下水道（管理）事務所 事前確認内容 担当者名（ ） b 上下水道局下水道部管路保全課 事前確認内容 担当者名（ ）	協議済 非該当	事前協議議事録終了印の確認 □
都市計画法第53条（都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内の建築制限）	・都市計画道路 計画決定	まちづくり局計画部都市計画課 事前確認内容 担当者名（ ）	要許可 非該当	許可書と整合確認 □
	・学校、駐車場・駐輪場、一団地の住宅、市場、ごみ焼却場等	まちづくり局計画部都市計画課 事前確認内容 担当者名（ ）	要許可 非該当	
	・公園、緑地等	建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 事前確認内容 担当者名（ ）	要許可 非該当	
	・都市高速鉄道(南武線)	まちづくり局計画部都市計画課 事前確認内容 担当者名（ ）	要許可 非該当	
	・都市高速鉄道(京浜急行)	建設緑政局道路河川整備部道路整備課 事前確認内容 担当者名（ ）	要許可 非該当	
自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条4項、川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例	施設を新築又は増築する際の自転車等駐車場の設置に関する基準該当建築物は下記の建築物、店舗、金融機関、遊技場、学校、スポーツ施設、カラオケボックス、病院、映画館及び官公署等で一定規模以上のもの	建設緑政局自転車利活用推進室 事前確認内容 担当者名（ ）	要届出 非該当	確認通知書と整合確認 ※3□
浄化槽法第3条の2	浄化槽の設置	環境局生活環境部収集計画課 事前確認内容 担当者名（ ）	該当 非該当	確認審査の中で適合をチェック □
バリアフリー法 川崎市福祉のまちづくり条例 第4章	①バリアフリー法(条例4章委任規定を含む)による協議 ②自主規定(条例のみ)による協議	まちづくり局指導部建築管理課 事前確認内容 担当者名（ ）	①法適合義務 ②努力義務 非該当	事前協議書と整合確認 □
建築物省エネ法	建築物の新築・改築・増築に係る省エネ基準適合性判定	まちづくり局指導部建築管理課 事前確認内容 担当者名（ ）	①要適判 ②仕様基準等※5 ③審査対象外※4 ④非該当	①適判通知書等※6の添付 □ ②確認審査の中で適合をチェック □

許可書や通知書等の計画内容と建築確認申請書の内容に相違がないことを確認すること

川崎市都市計画情報インターネット提供サービスURL : <http://map.kukanjoho.jp/kawasaki/indexCityPlanTermsOfUse.htm>

(注)上記の建築基準関係規定以外にも、建築物の構造等に関する基準の定められている法令等がありますので、

「建物を建てる前に必要な調査及び手続き等のご案内」を参照の上、適宜協議を行ってください。

(注)許可を受けたものについては、許可証を添付してください。

※1建築審査課で確認済証交付後に許可

※2水道法施行令第6条及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に適合していることを確認。(文字等で記載)

※3自転車利活用推進室から発行されるもの。

※4新3号建築物は省エネ基準適合義務対象だが、確認審査において建築物省エネ法が審査省略のため。

※5仕様基準又は誘導仕様基準に適合、住宅性能評価書取得、長期優良住宅の確認書又は認定を取得している場合。

※6低炭素建築物認定、性能向上計画認定、大臣認定を取得している場合。